

1 卒業認定方針(ディプロマポリシー)「令和8年度 教育計画」より抜粋

本校での教育課程を通し、必要な学修成果を身に付けた学生については、卒業を認めるとともに、専門士としての称号を授与する(学則 21～22 条)。

卒業の認定は、各授業科目における学修成果として身に付けるべき能力等を次のとおり定め、これらの修得状況を評価することにより行う。

(1) 実践農業教育における学修成果

- ① 低コスト及び高付加価値生産を進めるため、先進的な生産知識、技術及び創造力を身に付け、地域農業のリーダーとなり得る能力
- ② 生産性向上、経営分析及びマーケティング等の知識並びにコスト感覚を総合した農業経営能力
- ③ 先進農家留学研修及びプロジェクト学修を通して身に付けた栽培又は飼養技術、農業に取り組む姿勢及び問題解決能力
- ④ 応用技術研修等を通して得た免許又は資格

(2) 研究成果及び農業施策反映教育における学修成果

- ① 農業技術の高度化に対応するバイオテクノロジー、ICT及びIoT等の知識を身に付け、それらの技術を農業に応用できる能力
- ② 国際経済動向、グローバル化に影響される本県の農業情勢及び環境保全型農業に対応できる独創的な発想力及び実行力を発揮できる能力
- ③ 農業法規、農政時事問題、集落管理計画論、有機農業論、GAP実践論、6次産業化起業論及びスマート農業実践論などにおいて、現在の農業施策についての知識を身に付け、社会的に関心が高い農業問題に対応する能力

(3) 自律・協調・教養教育における学修成果

- ① 地域農業リーダーの資質として身に付けるべき広い視野及び人間性豊かな人格並びに社会常識等の一般教養
- ② 特別活動及び自治会活動(クラブ活動を含む)に参画することによって得られた人間関係、寄宿舍運営能力、各種イベント運営能力及び日常生活における遵法精神

2 卒業認定方針(ディプロマポリシー)関連規程抜粋

(1) 岡山県農林水産総合センター農業大学校学則【R7.12.23 改正】

(教育課程修了の認定及び原級留置)

第21条 校長は、次の各号に掲げる課程の学年ごとに、当該各号に定める単位数を修得した学生について、教育課程修了の認定を行うものとする。

(1) 園芸課程(果樹・野菜・花きコース)

- ① 1年生 48単位以上
- ② 2年生 48単位以上

(2) 畜産課程和牛コース

- ① 1年生 51単位以上
- ② 2年生 47単位以上

2 校長は、前項に規定する修得単位数を満たさないため教育課程の修了を認定しない学生については、進級又は卒業を認めず、原級留置とする。

3 原級留置によって、所定の在学期間を超えることとなった学生については、第18条第1項第4号の規定を適用するものとする。

(卒業認定、専門士の称号及び卒業証書の授与)

第22条 校長は、2年生の教育課程を修了した学生については、別に定める卒業認定方針(ディプロマポリシー)の充足を確認した上で、卒業認定を行うものとする。

2 校長は、卒業を認定した学生については、卒業証書授与原簿に登載するとともに、特定専門課程を修了した者として専門士(農業専門課程)の称号を与え、卒業証書を授与する。

(2) 岡山県農林水産総合センター農業大学校の授業に関する規程【R7.12.23改正】

(成績等認定委員会)

第23条 校長は、次の各号に定める事項については、成績等認定委員会(以下「委員会」という。)を召集し、非公開による審議を経た上で、認定又は決定を行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 学生の卒業の認定

(6)～(8) (略)

2 委員会は、校長を委員長とし、分校長、副校長、教務課長、研修課長、学生の専攻別担当者を委員として組織するほか、校長が関係職員等を委員として指名することができる。

3 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席により成立し、審議事項は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長がこれを決するものとする。

4 副校長は、委員会の審議の議事録を作成するものとする。

(学年ごとの教育課程の修了及び卒業の認定の審議)

第26条 第23条第1項第4号における委員会による学生の学年ごとの教育課程の修了の認定及び同第5号における学生の卒業の認定のための審議は、前条に規定する成績の認定の結果及び次条に規定する考査における不正行為の認定の結果により、これを行うものとする。

2 前条第1項の成績の認定において、不合格科目となった授業科目がある場合は、学年ごとの教育課程の修了及び卒業の認定の審議において、これらを認定しないものとする。